

# 長慶苑 通所介護 料金表R3年10月

通常規模型通所介護 (事業所番号0272200148)

サービス提供時間(9:00~16:00)

	基本単価 ①	*1)入浴介助加算/日	*2)個別機能訓練加算(I)口/日	*2)個別機能訓練加算(I)イ/日	*3)個別機能訓練加算(II)/月	*4)若年性認知症受け入れ加算/日	*5)サービス提供体制加算I/回	*6)介護職員処遇改善加算I 5.9% ③	*7)特定介護職員処遇改善加算I 1.2% ④	昼食代
要介護1	655	40	85	56	20	60	22	5.9%	1.2%	500
要介護2	773									
要介護3	896									
要介護4	1018									
要介護5	1142									

\*1)入浴したときのみ \*2)対象者で訓練を受けた時のみで口は提供時間を通して専従者がいる時算定  
\*3)対象者のみ \*4)対象者のみ

\*上記料金表示は負担割合証が1割の方の料金表示です。2割、3割の方は上記金額に負担割合額で算定されます。

## 配食弁当代

昼配食弁当	500円	*相馬地区のみ 65歳以上の方対象。ご自宅にお届けします。
夕配食弁当	500円	
朝食代	400円	朝食については、当日デイ利用予定で、何らかの事情によりデイサービス事業所にて朝食をとる方のみ対象。事情についてはケアマネージャーからの相談内容で対応を検討します。
朝食おにぎり	1個 150円	
	2個 200円	

## 利用キャンセル時の食費代

利用日2日前の8時までに連絡があった場合	昼食代の請求はなし。
	配食代の請求はなし。
利用日2日前の8時までに連絡がなかった場合	通常利用をお休みした場合請求なし。苑負担。
	誕生会、郷土料理、他行事で通常の食事と異なる行事食の場合350円請求。差額は苑負担。
	夕配食は350円請求。差額は苑負担。
	朝食は400円請求。
	おにぎり1個150円。2個200円で請求。

# 長慶苑 通所介護 料金表 加算内容詳細 R3年10月

\*1)入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有して入浴介助を行う。入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

\*2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

## ■ニーズ把握・情報収集〔(I)イ・ロ共通〕

通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。

## ■機能訓練指導員の配置

(I)ロ:専従の機能訓練指導員を1名以上配置(サービス提供時間帯を通じて配置)

※(I)ロはイに加えて専従で1名以上配置する

## ■計画作成

居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。

## ■訓練項目

・利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。

・訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。

## ■対象者

5人程度以下の小集団又は個別

## ■訓練の実施者

機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)

## ■進捗状況の評価

3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

\*3)加算(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)

\*4)受け入れた若年性認知症の利用者さんごとに個別に担当者を決めて、その方を中心に、その方の特性やニーズにあったサービスを提供。なお、この加算は若年性となっているように対象は、65歳の誕生日の前々日までです。この場合の、担当者には資格や人数などは問わないとなっています。また、利用者さんがサービスを受けるときに、担当者は必ず出勤しておかなくても、若年性認知症利用者受入加算の算定は可能です。若年性とは、40歳以上65歳未満のことを言います。認知症加算を算定している場合は、算定しません。

\*5)当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が70%以上。②勤続10年以上介護福祉士25%以上。①②いずれかに該当すること。

\*6)介護職員の処遇を改善する目的であり、提供サービスの1割負担分に5.9%を上乗せした額を加算することとする。

\*7)特定の技能、10年以上の経験を有する介護職員の処遇改善が目的で、提供サービスの1割負担分に1.2%を上乗せした額を加算することとする。

# 長慶苑 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 料 金 表

令和3年10月現在

通所介護相当サービス(A6)									
	基本単価	利用回数	*1) サービス提供体制加算 I	*2) 運動器機能向上加算1月につき	*3) 若年性認知症受け入れ加算1月につき	*4) 処遇改善加算1月につき	*5) 特定処遇改善加算1月につき	昼食代	入浴料
要支援1 事業対象者	1,672円/月	週2回まで	88	225	240	5.9%	1.2%	1食 500円	基本単価に含まれています
要支援2	1,714円/月	週1程度	88						
	3,428円/月	週2～3まで	176						

\*2) \*3)は加算対象者のみ。

生きがい型デイサービス(A7)						
	サービス回数	単価	処遇改善加算	特定処遇改善加算	昼食代	入浴料
イ 生きがい型デイサービス	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり4回まで	305	18	4	1食 500円	1回400円 (入浴した時のみ)
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり4回まで	305	18	4		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり8回まで	305	18	4		
	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり5回以上の場合	1,318	78	16		
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり5回以上の場合	1,318	78	16		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり9回以上の場合	2,702	159	32		
ロ 生きがい型デイサービス+特定地域加算	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり4回まで	315	19	4		
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり4回まで	315	19	4		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり8回まで	315	19	4		
	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり5回以上の場合	1,368	81	16		
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり9回以上の場合	1,368	81	16		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり9回以上の場合	2,792	165	34		

\* 上記料金表示は負担割合証が1割の方の料金表示です。2割、3割の方は上記金額に負担割合額で算定されます。

要支援1・2	限度日数を超えての利用は保険外請求 利用料800円+食事500円+入浴400円=1700円
自立	利用料1回750円+食費1回500円+入浴1回400円=1650円

## 利用キャンセル時の食費代の請求について

利用日2日前の8時までに連絡があった場合	昼食代の請求はなし。配食代の請求はなし。
利用日2日前の8時までに連絡がなかった場合	通常利用をお休みした場合請求なし。苑負担。誕生会、郷土料理、他行事で通常の食事と異なる行事食の場合350円請求。差額苑負担。夕配食は350円請求。差額は苑負担。朝食は400円請求。おにぎり1個150円。2個200円請求。

## 自立者・事業対象者・要支援者 温泉外出 (冬期間を除く5名以上の参加者ありで月1回実施)

事業対象・要支援 1・2	(予防相当)限度回数内利用の場合	参加料1000円 その他食事料と入浴料実費負担
	(生きがい型)限度回数内利用の場合	参加料1000円+介護保険利用料(イ)327円(ロ)338円+その他食事料と入浴料実費負担(外出先による)
	限度回数外で利用の場合	参加料1000円+利用料800円+その他食事料と入浴料実費負担(外出先による)
自立		参加料1000円+利用料800円=1800円/1回 その他食事料と入浴料(外出先による)

## 長慶苑 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 加算内容詳細 R3年4月

\* 1) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が70%以上。②勤続10年以上介護福祉士25%以上。①②いずれかに該当すること。

\* 2) 機能訓練指導員を1名以上配置し、共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合。

\* 3) 若年性認知症の患者さんに対して、介護予防通所介護(デイサービス)を行った時に、加算できます。受け入れた若年性認知症の利用者さんごとに個別に担当者を決めて、その人を中心に、その利用者さんの特性やニーズにあったサービスを提供していく必要があります。なお、この加算は若年性となっているように対象は、65歳の誕生日の前々日までです。この場合の、担当者には資格や人数などは問わないとなっています。また、利用者さんがサービスを受けるときに、担当者は必ず出勤しておかなくても、若年性認知症利用者受入加算の算定は可能です。若年性認知症利用者受入加算算定時の誕生日については、介護予防の場合は月単位の介護報酬の請求になりますが、その場合に、前々日が入っている月に関しては算定が可能となっています。但し、その月において65歳の前々日までにサービスの利用実績がない場合は、算定できません。若年性とは、40歳以上65歳未満のことを言います。

\* 4) 介護職員の処遇を改善する目的であり、提供サービスの1割負担分に5.9%を上乗せした額を加算することとする。

\* 5) 特定の技能、10年以上の経験を有する介護職員の処遇を改善する目的であり、提供サービスの1割負担分に1.2%を上乗せした額を加算することとする。

特定地域加算とは、西部、南部、北部の一部地域の居住者へサービスを提供する場合の加算

西部・・・	愛宕、常盤野、百沢、兼平、葛原、国吉、熊嶋、黒土、高野、五代、桜庭、新法師、高岡、高屋、龍ノ口、館後、鳥井野、中野(丁目以外)、中畑、新岡、如来瀬、鼻和、番館、平山、真土、宮地、八幡、横町、吉川、米ヶ袋
南部・・・	藍内、一ノ渡、狼森、大助、紙敷沢、黒滝、小金崎、小栗山、小沢、五所、坂市、坂元、沢田、清水森、下湯口、昴、相馬、乳井、八幡館、藤沢、松木平、水木在家、薬師堂、湯口、大和沢
北部・・・	青女子、大森、子友、鬼沢、折笠、貝沢、笹館、種市、十腰内、十面沢、富栄、中別所、樽木、糖坪、百沢、細越、蒔苗、宮館、三和、弥生